



発行 東京都

目次

64

規則

- 令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則……………（デジタルサービス局戦略部デジタル改革課）…一
- 令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…一
- 東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…二
- 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…二
- 東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…三
- 東京都介護保険財政安定化基金の令和三年度から令和八年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則……………（同）…三
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…二〇
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二〇
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…二〇
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…二〇

規則

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百六十二号

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則（令和三年東京都規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」に改め、同条中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態として」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態として」に改め、「（条例附則第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）」を削り、「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態発生日」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態発生日」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」に改める。

第四条及び第五条中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百六十三号

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則(令和三年東京都規則第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」に改め、同条中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態として」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態として」に、「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急発生日」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態発生日」に改める。

第三条(見出しを含む。)中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」に改める。

第四条及び第五条中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百六十四号

東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成二十年東京都規則第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(条例第十九条において準用する場合を含む。)」を「及び第十八条第四号」に改める。

別記第一号様式から第二号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第三号様式から第四号様式まで、第八号様式から第九号様式の二まで、第十一号様式から第十二号様式まで、第十四号様式及び第十五号様式中「㊦」を削る。
別記第十六号様式中

「() (2) 指定警察の中間調整に該当 () (3) その他 ()」を「() (2) 指定警察の中間調整に該当 () (3) 国府警視庁等指定 () (2) に」を「(3) に」に改める。

別記第十七号様式中「㊦」を削り、
「(2) 国府警視庁等指定 (3) その他 ()」を「(2) 指定警察の中間調整に該当 () (3) 国府警視庁等指定 ()」に改める。

別記第十八号様式中「㊦」を削る。
別記第十九号様式中「条例第19条において準用する条例第3条第5号」を「条例第18条第4号」に改める。

別記第二十号様式、第二十二号様式、第二十三号様式、第二十五号様式及び第二十六号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百六十五号

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第五条 条例第十七条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

附則第二項中「第六条第二項及び第十条第二項」を「第七条第二項及び第十一条第二項」に改める。

附則第三項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百六十六号

東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則

東京都介護保険財政安定化基金運営規則(平成十二年東京都規則第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項(見出しを含む。)中「附則第四項」を「附則第八項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

東京都介護保険財政安定化基金の令和三年度から令和八年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百六十七号

東京都介護保険財政安定化基金の令和三年度から令和八年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号。以下「令」という。)附則第二条の二及び附則第二条の三並びに東京都介護保険財政安定化基金条例(平成十二年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)附則第四項から第七項までの規定の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(償還期限の延長の申請)

第二条 令附則第二条の二第一項の規定により令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金の償還期限の延長の適用を受けようとする特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)は、知事が定める期日までに、令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書(令和十一年度償還期限用)(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金（地方債）償還計画書（令和十一年度償還期限用）（別記第二号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 令附則第二条の二第二項の規定により令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金の償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書（令和十四年度償還期限用）（別記第三号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金（地方債）償還計画書（令和十四年度償還期限用）（別記第四号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 令附則第二条の三第一項の規定により令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金の償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書（令和十四年度償還期限用）（別記第五号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金（地方債）償還計画書（令和十四年度償還期限用）（別記第六号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 令附則第二条の三第二項の規定により令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金の償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書（令和十七年度償還期限用）（別記第七号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金（地方債）償還計画書（令和十七年度償還期限用）（別記第八号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（償還期限の延長の決定）

第三条 知事は、前条第一項から第四項までの規定により提出された申請書及び添付書類を審査の上、適当と認めるときは償還期限の延長を決定し、当該区市町村に通知するものとする。

（償還期限の延長を行った場合の各年度の償還額の算定方法）

第四条 条例附則第四項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる額を償還する方法とする。

区分	償還額
令和六年度に償還する額	当該区市町村に係る令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金（以下「令和三年度から令和五年度までの貸付金」という。）の額の六分の二に相当する額以上の額
令和六年度及び令和七年度に償還する額の合算額	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の六分の二に相当する額以上の額
令和六年度から令和八年度までの期間に償還する額の合算額	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の六分の三に相当する額以上の額
令和六年度から令和九年度までの期間に償還する額の合算額	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の六分の四に相当する額以上の額
令和六年度から令和十年度までの期間に償還する額の合算額	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の六分の五に相当する額以上の額

第五条 条例附則第五項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる額を償還する方法とする。

区分	償還額
令和六年度に償還する額	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の九分の一に相当する額以上の額
令和六年度及び令和七年度に償還する額の合算額	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の九分の二に相当する額以上の額
令和六年度から令和八年度までの期間	令和三年度から令和五年度までの貸付金の額の九分の二に相当する額以上の額

区分	償還額
令和九年度に償還する額の合算額	当該区市町村に係る令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金（以下「令和六年度から令和八年度までの貸付金」という。）の額の六分の二に相当する額以上の額
令和九年度及び令和十年度に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の二に相当する額以上の額
令和九年度から令和十一年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の三に相当する額以上の額
令和九年度から令和十二年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の四に相当する額以上の額
令和九年度から令和十三年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の五に相当する額以上の額

第六条 条例附則第六項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる額を償還する方法とする。

区分	償還額
令和九年度に償還する額の合算額	当該区市町村に係る令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金（以下「令和六年度から令和八年度までの貸付金」という。）の額の六分の二に相当する額以上の額
令和九年度及び令和十年度に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の二に相当する額以上の額
令和九年度から令和十一年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の三に相当する額以上の額
令和九年度から令和十二年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の四に相当する額以上の額
令和九年度から令和十三年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の六分の五に相当する額以上の額

第七條 条例附則第七項の規定により読み替えられた条例第六條に規定する東京都規則で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる額を償還する方法とする。

区分	償還額
令和九年度に償還する額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の二に相当する額以上の額
令和九年度及び令和十年度に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の二に相当する額以上の額
令和九年度から令和十一年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の三に相当する額以上の額
令和九年度から令和十二年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の四に相当する額以上の額
令和九年度から令和十三年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の五に相当する額以上の額
令和九年度から令和十四年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の六に相当する額以上の額
令和九年度から令和十五年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の七に相当する額以上の額
令和九年度から令和十六年度までの期間に償還する額の合算額	令和六年度から令和八年度までの貸付金の額の九分の八に相当する額以上の額

（委任）
第八條 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別記
第1号様式（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

印

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書
（令和11年度償還期限用）

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象貸付金額 円
- 2 希望償還期限 令和11年度末
- 3 償還期限の延長を希望する理由

（ ）

（日本産業規格A列4番）

第2号様式（第2条関係）

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金（地方債）償還計画書
（令和11年度償還期限用）

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金額

3年度	4年度	5年度	合計
A 円	B 円	C 円	D=A+B+C 円

E=D/6

円

基金事業貸付金償還額（次期計画期間）

6年度	7年度	8年度	合計
F 円	G 円	H 円	I=F+G+H 円

基金事業貸付金償還額（次々期計画期間）

9年度	10年度	11年度	合計
J 円	K 円	L 円	M=J+K+L 円

上記金額を償還します。

年 月 日

区市町村長

印

東京都知事 殿

（日本産業規格A列4番）

第3号様式 (第2条関係)

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

印

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書
(令和14年度償還期限用)

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象貸付金額 円
- 2 希望償還期限 令和14年度末
- 3 償還期限の延長を希望する理由

Large empty bracketed area for providing reasons for extension.

(日本産業規格A列4番)

第4号様式 (第2条関係)

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金 (地方債) 償還計画書
(令和14年度償還期限用)

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金額				
3年度 A	4年度 B	5年度 C	合計	D=A+B+C
円	円	円	円	円

E=D/9	円
-------	---

基金事業貸付金償還額 (次期計画期間)				
6年度 F	7年度 G	8年度 H	合計	I=F+G+H
円	円	円	円	円

基金事業貸付金償還額 (次々期計画期間)				
9年度 J	10年度 K	11年度 L	合計	M=J+K+L
円	円	円	円	円

基金事業貸付金償還額 (次々々期計画期間)				
12年度 N	13年度 O	14年度 P	合計	Q=N+O+P
円	円	円	円	円

上記金額を償還します。

年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

印

(日本産業規格A列4番)

第5号様式 (第2条関係)

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

印

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書
(令和14年度償還期取用)

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象貸付金額 円
- 2 希望償還期限 令和14年度末
- 3 償還期限の延長を希望する理由

Large empty space for providing details and reasons for the extension request.

(日本産業規格A列4番)

第6号様式 (第2条関係)

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金 (地方債) 償還計画書
(令和14年度償還期取用)

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金額

6年度	7年度	8年度	合計
A 円	B 円	C 円	D=A+B+C 円

E=D/6

円

基金事業貸付金償還額 (次期計画期間)

9年度	10年度	11年度	合計
F 円	G 円	H 円	I=F+G+H 円

基金事業貸付金償還額 (次々期計画期間)

12年度	13年度	14年度	合計
J 円	K 円	L 円	M=J+K+L 円

上記金額を償還します。

年 月 日

区市町村長

印

東京都知事 殿

(日本産業規格A列4番)

第7号様式（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

印

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書
（令和17年度償還期限用）

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象貸付金額 円
- 2 希望償還期限 令和17年度末
- 3 償還期限の延長を希望する理由

（ ）

（日本産業規格A列4番）

第8号様式（第2条関係）

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金（地方債）償還計画書
（令和17年度償還期限用）

令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金総額			
6年度 A	7年度 B	8年度 C	合計 D=A+B+C
円	円	円	円

E=D/9	円
-------	---

基金事業貸付金償還額（次期計画期間）			
9年度 F	10年度 G	11年度 H	合計 I=F+G+H
円	円	円	円

基金事業貸付金償還額（次々期計画期間）			
12年度 J	13年度 K	14年度 L	合計 M=J+K+L
円	円	円	円

基金事業貸付金償還額（次々々期計画期間）			
15年度 N	16年度 O	17年度 P	合計 Q=N+O+P
円	円	円	円

上記金額を償還します。

年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

印

（日本産業規格A列4番）

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百六十八号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和三十九年東京都規則第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「附則第七条第六項」を「附則第八条第六項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改める。

第十六条第一項中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百六十九号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十五年東京都規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「四九、五〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十二年東京都規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第四条第七号ホ(4)ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七十一号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和三十九年東京都規則第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第三条第一項第八号の三ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（調節槽を使用するときの措置）

第十条 条例第三条第一項第八号の四の規定による調節槽内部の清掃は一年に一回以上行い、消毒は一週間に一回以上行うものとする。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「~~器の浴~~」を「~~器二浴~~」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記第十号様式及び別記第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

